地方自治体で働く非正規職員は、非正 規保育士が「クラス担任」になっているこ とに象徴されるように、正規公務員とほと んど変わらない仕事を行っています。しか し、自治体は、税金を使って人材育成しな がら、一方で勤続年数などを理由に雇い 止めを行うなど、その待遇とともに公務の あり方としても問題があります。



もはや非正規職員は 補助的業務ではなく 住民サービスの先頭に

非正規職員は、保育士や教員をは じめ、医療・福祉・教育の現場な ど、住民のみなさんと接する部門 で、雇用不安を抱えながら、正規職 員とともに住民サービスを支えてい ます。

非正規雇用の待遇 改善はまず、 公務の職場から

安倍首相は、一億総活躍社会を掲げ「非正規という言葉をこの国から 一掃する」、仕事と生活の両立支援 をすすめると言っています。

そうならば、足元である公務職場の非正規職員の待遇改善をすすめ、 両立支援を保障する自治体の役割を 強化するとともに、範を示していく ことが必要ではないでしょうか。



同一労働同一賃金非正規と議をなくす



勤務実態に 見合わない待遇

民間のパート労働者も、翌年になると時間給が何円かは上がります。 それが公務ではほとんどの場合、昇給がない、あっても雇用年限ごとに リセットされています。

また、通勤費支給もない、年休や 産休や育休も保障されない、社会保 険に加入させない―などがまかり 通っています。

法律による 労働条件確保を

同一労働同一賃金に反する法律 の規定を改正することをはじめ、 民間労働者に保障されているパー ト労働法など労働保護法制を適用 させましょう。

全国一律に、どこで働いていて も、どのような働き方でも、法律 によって賃金・労働条件が保障さ れることが非常に重要です。

地方自治法

203条の2 非常勤職員…報酬・費用弁償 204条 常勤職員…給料及び旅費、手当 ※この規定が、非常勤職員への一時金 など手当支給を否定する自治体の 根拠となっています。



〒112-0012 東京都文京区大塚4-10-7 自治労連会館 TEL 03(5978)3580 FAX 03(5978)3588 E-mail:info@jichiroren.jp

URL: http://www.jichiroren.jp

2017.1